メールマガジン「事業用自動車安全通信」第91号(H23.4.1)

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

- 1. 重大事故情報 = 9件(3月25日~3月31日分)
- (1)乗合バスが乗用車と衝突した事故
- (2)乗合バスの車内事故1
- (3)乗合バスの車内事故2
- (4)乗合バスの車内事故3
- (5)貸切バスの車両火災事故
- (6)タクシーが男性を撥ねた事故
- (7)タクシーが自転車に乗っていた男性を撥ねた事故
- (8)トレーラ運転者が救護義務違反の疑いで逮捕
- (9)トラックが自家用トラックと衝突した事故
- 2. アルコール検知器使用の義務化の実施時期を延期しました
- 3.安全対策に対する国の補助制度(平成23年度)を発表しました
- 4. 社内安全教育の実施に対する支援のコンサルティングの認定申請 (平成23年度)を発表しました

【1. 重大事故情報 = 9件】(3月25日~3月31日分)

(1)乗合バスが乗用車と衝突した事故

3月16日午前7時20分頃、千葉県において、乗合バスが乗客13名を乗せて右折レーンを走行中、左側の走行車線を走行していた乗用車がUターンをしようとして当該バスの直前を横切ったため、回避できずにこの乗用車と衝突した。

この事故により、当該バスの乗客10名と運転者が病院に搬送されたがいずれも軽傷。

事故現場は、片側一車線の直線道路で、乗用車は道路右側のガソリンスタンドを利用するためにUターンしようとした模様。

(2)乗合バスの車内事故1

3月16日午前9時50分頃、神奈川県において、乗合バスが乗客2名を乗せて運行中、バス停に停車するため減速したところ、当該バス停で降りるため

に座席を立ち上がった乗客(女性、87才)が、手すりを掴み損ねて仰向けに 転倒し、後頭部を強打した。

この事故により、転倒した乗客が頭蓋骨骨折による脳挫傷及び外傷性のクモ 膜下出血の重傷を負った。

事故現場は、片側一車線の直線道路で、事故当時、当該バスの運転者は、減速の前に「バス停に停車するまで席を立たないで下さい。」等のアナウンスは行っていなかった模様。

(3)乗合バスの車内事故2

3月18日午後9時45分頃、茨城県において、乗合バスが乗客1名を乗せて運行中、地震の影響で生じた橋と道路の段差で、当該バスが激しくバウンドしたことにより、最後部座席の中央に座っていた乗客(男性、70才)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客は第1腰椎推体骨折の重傷を負った。

事故現場は、片側一車線の道路で、段差を知らせるパイロンがあったが、当該運転者は段差に気付くのが遅れたため十分に減速しなかった模様。

(4)乗合バスの車内事故3

3月29日午後2時40分頃、東京都において、乗合バスが乗客12名を乗せて運行中、バス停で乗降扱いした後、バスを発車させたところ、最後に乗車した乗客(女性、87才)が中扉付近で後ろ向きに転倒した。

この事故により、当該乗客が左足大腿骨付根部分骨折の重傷を負った。

当該事故現場は、片側2車線の直線道路で、当該バスの運転者は、乗車した 乗客の状況を確認しないままバスを発車させた模様。

(5)貸切バスの車両火災事故

3月26日午後3時5分頃、北海道において、貸切バスが乗客13名を乗せて走行中、当該バスの運転者が、当該バスのエンジンルーム付近からの白煙を確認したため、当該バスを停車し、乗客を避難させた後にエンジンルームを確認したところ、エンジン本体からの油漏れと数カ所に炎が見えたことから、当該バスに備えていた消火器で消火した。

この火災による負傷者はなし。

なお、当該バスの乗客は、当該事業者の代替バスで当初の目的地へ向かった 模様。

(6)タクシーが男性を撥ねた事故

3月16日午前2時40分頃、京都府において、タクシーが空車にて走行中、 道路のセンターライン付近に立っていた男性(57才)を撥ねた。

この事故により、撥ねられた男性は死亡した。

事故現場は、片側一車線の道路で、タクシーから見て緩やかな左カーブであ

った。

ドライブレコーダの記録によると、当該タクシーの運転者は、衝突時にブレーキを踏んでいなかった模様。

(7)タクシーが自転車に乗っていた男性を撥ねた事故

3月30日午後2時50分頃、東京都において、タクシーが空車にて片側二車線の第二走行車線を走行中、信号機のない交差点にさしかかる手前で、左側から斜めに横断してきた自転車と衝突した。

この事故により、自転車に乗っていた男性(77才)が死亡した 事故当時、タクシーと同一方向に走行していた自転車が当該タクシーの直前 を横断しようとした模様。

(8)トレーラ運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

3月15日午前4時30分頃、高知県において、大型トレーラが片側一車線の直線道路を走行中、女性(88才)を轢いた。その後、当該トレーラの運転者は、この女性の救護をすることなくその場を立ち去った。

この事故により、轢かれた女性は死亡した。

その後、警察が捜査していたところ、徳島県内でナンバープレートが損傷し、 後輪に血痕が付着した大型トレーラを発見したため、当該トレーラの運転者を 自動車運転過失致死と道路交通法違反(救護義務)の容疑で逮捕した。

当該トレーラの運転者は、警察に対して「何かに当たったことは間違いないが、人とは思わなかった。」と話している模様。

(9)トラックが自家用トラックと衝突した事故

3月21日午前4時30分頃、兵庫県において、トラックが片側一車線の道路を走行中、センターラインを越えたため、対向してきた自家用トラックと正面衝突した。

この事故により、双方の運転者が死亡した。

事故当時、雨が降っていた模様。

【2.アルコール検知器使用の義務化の実施時期を延期しました】

東北地方太平洋沖地震によるアルコール検知器の生産・出荷への影響を踏まえ、自動車運送事業者の点呼における運転者の酒気帯びの確認のためのアルコール検知器使用の義務化の実施時期を4月1日から**5月1日**に延期するための省令等の改正を行いましたのでお知らせします。

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸 規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年4月1日から、 自動車運送事業者 の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、 アルコール検知器を使用することを義務化することを予定していたところ、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響により、アルコール検知器製造・販売事業者におけるアルコール検知器の生産・出荷に一部遅れが生じていることが確認されました。

これを踏まえ、義務化の実施時期を4月1日から5月1日に延期しました。なお、アルコール検知器義務化の詳細については、下記URLをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)

対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者 特定旅客自動車運送事業者 一般貨物自動車運送事業者 特定貨物自動車運送事業者 貨物軽自動車運送事業者

【3.自動車運送事業者における事故防止対策の支援のための補助制度(平成23年度)の内容を発表しました】

3月31日、国土交通省は、自動車運送事業における事故防止対策の支援のための補助制度の内容を発表しました。

自動車運送事業者における交通事故防止の取り組みを支援するため、衝突被 害軽減ブレーキ等の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対して、 国から補助金を交付するというものです。

概要は次のとおりです。

- 1.実施する補助事業
- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

被害軽減ブレーキ

ふらつき注意喚起装置

車線逸脱警報装置

車線維持支援制御装置

車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

(2)運行管理の高度化に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

デジタル式運行記録計

映像記録型ドライブレコーダ

(3) 社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部

専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2.補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援:国土交通省のホームページ の以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_23.html)

(2)運行管理の高度化に対する支援:国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000009.html)

(3)社内安全教育の実施に対する支援:国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000010.html)

3.補助制度の交付申請受付期間 交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援:平成23年4月1日~平成24年1月31日

(2)運行管理の高度化に対する支援:平成23年5月9日~平成23年5月20日

(3)社内安全教育の実施に対する支援: 平成23年5月23日~平成22年7月1日

【4.自動車運送事業者における社内安全教育の実施に対する支援に係るコンサルティングの認定申請(平成23年度)の受付を開始する旨発表しました】

3月31日、国土交通省は、平成23年度事故防止対策支援推進事業(社内 安全教育の実施に対する支援)に係るコンサルティングの認定申請の受付を開 始する旨発表しました。

この事業は、国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングを自動車運送事業者が活用する場合に、その費用の一部を補助するものです。自動車運送事業者からの補助申請の受付に先立ち、昨年度認定を受けているコンサルティングに加え新規の認定を実施することといたします。

1. コンサルティングの認定基準について

コンサルティングの認定基準につきましては、国土交通省のホームページ の以下のページに内容が掲載されております。別紙1を参照願います。 (http://www.mlit.go.jp/common/000139960.pdf)

2. コンサルティングの認定申請受付期間

認定申請受付期間につきましては、平成23年4月1日~ 平成23年4月30日と いたします。

3 . その他

平成22年度に認定を受けたコンサルティングについては、平成23年度 の申請は不要です。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp > までお寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )
```

【参考】

*自動車交通局ホームページ

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )
```

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、 メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434(年中無休・24時間)

*自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。